

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会

第21回ガスシステム改革小委員会

日時 平成27年1月13日（火）16：00～17：44

場所 経済産業省 本館地下2階 講堂

1. 開会

○山内委員長

それでは、定刻でございますので、ただいまから第21回ガスシステム改革小委員会を開催いたします。

本日は、橘川委員につきましては、所用によりご欠席ということになっております。

それでは初めに事務局からオブザーバーの紹介をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

本日は、日本コミュニティーガス協会、松村知勝専務理事、日本ガス協会、蟹沢俊行副会長・専務理事、東京ガス株式会社、高松勝常務執行役員、大阪ガス株式会社、松坂英孝取締役常務執行役員経営企画本部長、東邦ガス株式会社、富成義郎取締役常務執行役員、東京電力株式会社、佐藤美智夫ガス営業部長、関西電力株式会社、北村仁一郎グループ経営推進本部副本部長、中部電力株式会社、小山裕治執行役員エネルギー事業部長、石油連盟、松井英生専務理事、日本熱供給事業協会、辻正太郎副会長が出席されています。

また、公正取引委員会、消費者庁、総務省から出席があります。

プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能です。引き続き傍聴される方はご着席ください。

2. 議題

報告書（案）について

○山内委員長

それでは、本日の議題は、本小委員会の報告書（案）についてでございます。あわせて簡易ガス事業の法制面の取扱いについて、事務局から説明があります。

それでは、事務局から資料3及び資料4に沿って、それぞれご説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

○大本ガス安全室長

ガス安全室長の大本でございます。

簡易ガス事業に係る法制面の取扱いについて説明したいと思います。資料3をご覧くださいければと思います。

1. でございますけれども、簡易ガス事業に係る制度のうち、事業規制につきましては、昨年7月末に開催された第12回小委員会において、①から③の方向性を示してございます。

①については、現行一般ガス事業の供給区域における参入規制は撤廃する。また、供給地点に係る簡易ガス事業間での独占及び料金規制は撤廃する。ただし、料金規制の経過措置を設けることを検討する。

②簡易ガス事業に係る保安制度については、産業構造審議会ガス安全小委員会、液化石油ガス小委員会において、安全性の確保を大前提とした上で、可能な限り整合化を図り、簡易ガス事業の保安規制を液石法に移行することは可能。

③で、以上を踏まえ、簡易ガス事業制度を廃止することとし、その結果、LPガスを導管で供給する事業は、供給先の戸数にかかわらず、液石法でまとめて規制するというふうにしてございました。

続いて、次のページの参考資料をご覧くださいければと思います。

タイトルで、ガス事業法等における保安確保の考え方のところでございます。簡易ガス事業がガス事業の適用を外れた場合には、液石法及び高压法が適用されることとなります。

下の図の右側に、ガス事業法が記載されていますけれども、ガス事業法につきましては、ガス事業使用者の利益保護等と保安規制に加えて、業務改善命令と許可の取り消しが一体となって、全体として保安を確保しております。これに対して、下の図の左側に記載のあるとおり液石法・高压法につきましては、書面の交付という取引の適正化に係る規制がございますけれども、基本的には保安規制で保安を確保しております。なお、業務改善命令やその命令違反に伴う許可等の取消はございません。また、保安規制の手法・水準についても、例えばガス事業法は、開放検査無しに供給継続が可能であります。液石法等については開放検査が必要など、相違がございます。

戻っていただいて、資料3の2. の下のところですが、簡易ガス事業について、保安規制の手法・水準に相違があるものの、現時点で変更する必要は特段ございません。

また、3. ですが、簡易ガス事業を液石法の対象とする際に、これら事業に課される液石法及び高压法の保安手法・水準をガス事業法のそれと同等にするためには、ガス事業法にある業務改善命令といった制度を液石法に設けることが必要と考えられますが、これまでの液石法との考え方の関係で法制的な課題がございます。

4. ですが、以上を踏まえると、簡易ガス事業を引き続きガス事業法の対象とし、その中で保安規制を講じることにより、簡易ガス事業に現在課せられている保安規制の手法・水準を維持することとしたいと考えてございます。なお、これによってこの資料3の1. ①の方向性に変更が生じるものではございません。

以上でございます。

○山内委員長

ありがとうございました。

それでは資料4についてご説明をお願いいたします。

○横島ガス市場整備課長

資料4の報告書（案）について説明します。

これまで議題としてきた論点に関する資料と、それについての委員の皆様の意見や討議の結果、そして事業者からの指摘をまとめる形にしています。

1 ページから始まる1. は、ガスシステム改革の背景をまとめています。（1）は都市ガス事業の変遷を簡単に記載しています。

2 ページの③で、小口向け販売量が減少していることを指摘した上で、2 ページ、下から始まる（2）では、天然ガスの長所を列挙し、それらを生かして販売量をふやせる可能性があることを記載しています。

4 ページの2. では、以上を踏まえ、今般ガスシステム改革を行う必要性を記載しています。

（1）の①では、都市ガスの潜在性を実現するためには、地域独占や料金規制という現在の枠組みに限界があること、続く5 ページの②では、エネルギーを供給する公益事業として共通する電気事業のシステム改革を貫く考え方、具体的には小売全面自由化、ネットワークへのオープンアクセス、ネットワーク利用の中立性確保、エネルギーサービスの相互参入を可能とする市場の活性化、広域ネットワークの整備と整合的にガスシステム改革を進める必要性を記載しています。

6 ページでは、ガスや電気など業種の垣根を越えた相互参入を進め、総合エネルギー企業を発展させる観点からも、今、ガスシステム改革を進める必要があることを記載しています。

6 ページの（2）では、都市ガス独自の課題として、原料の天然ガスのほとんどをLNG輸入に依存するため、特徴的な敷設をされてきた導管網の整備促進を進めるための制度的枠組みを用意することも、ガスシステム改革の必要性として挙げています。2. は（1）が都市ガスの需要、新たな利用方法の提案により厚みを増していく縦方向の観点であるならば、（2）はまだ都市ガスが届いていない地域にも発展させる、いってみれば横方向の観点であるとも言えると思います。8 ページの（3）は、改革に当たり配慮すべき観点として①の事業者数が多く大半が中小企業で

あること、9ページ②の保安に対する関心が高いこと、③の地域や用途により他のエネルギーとの競合があることを挙げています。審議の過程において、たびたび確認してきた点であります。10ページの(4)は、小売全面自由化と導管等のオープンアクセスを強化した場合に、具体的にどのような形で新規参入があり、それにより利用者にとっての選択肢の拡大というこの改革の目的が実現し得るかをまとめています。

11ページから始まる3. では具体的な見直し事項をまとめています。(1)は、小売全面自由化に係る見直しです。①は現行の一般ガス事業、ガス導管事業、大口ガス事業といった事業類型を12ページの図にあるように、ガス導管事業とガス小売事業に整理すること、続いて13ページの②は、ガス小売事業の参入規制は登録制とすること、③は、小売料金規制を廃止する一方、経過措置を設けることを記載しています。経過措置については14ページの(イ)で、対象事業者は利用率など各地域の実態を踏まえて指定すること、(ウ)で、指定された事業者の解除については、電気事業法の経過措置の解除時期や運用も踏まえ、導管の中立性確保などの競争環境の整備や競争状況を踏まえて行うことを記載しています。15ページの④は、利用者保護の観点から、小売事業者に供給条件の書面等による説明を求めること、⑤は、小売事業者に供給力確保義務、いわゆる空売り規制を課すこと、⑥は最終保障サービスを一般ガス導管事業者に義務づけることを記載しています。

16ページの(2)は、ガス導管事業に係る制度とガス導管網の整備促進です。①は、一般ガス導管事業の参入は、現行の一般ガス事業者と同様に許可制にする一方、特定ガス導管事業者は、現行のガス導管事業と同様に届け出制にすること、②は、託送供給条件について一般ガス導管事業者は認可制とする一方、特定ガス導管事業者は事後命令付きの届け出制にすること、17ページの③は自己託送の制度化、18ページの④は二重導管規制の抜本的見直し、⑤は公平・透明・中立な同時同量制度への抜本的な見直し、19ページの⑥は熱量調整の在り方の今後の検討、⑦はガス導管網の相互接続を促進する制度の創設、20ページの⑧は導管の整備促進のためのルール整備や規制緩和の必要性について記載しています。

20ページから始まる(3)は、導管部門のさらなる中立性確保の在り方です。前回まで6回にわたり審議した論点です。21ページの表にあるように、まず中立性確保の方式として会計分離、法的分離、所有権分離を比較検討した内容をまとめています。それらの比較検討の結果、26ページに進んでいただいて②ですけれども、仮に法的分離を選択する場合の対象事業者は、27ページ冒頭にあるように、(ア)導管の総延長が1割以上と相当規模であること、(イ)LNG基地が複数接続していることの双方を満たした場合としています。東京ガス、大阪ガス、東邦ガスの大手三社が該当します。27ページの③は、現行の会計分離の枠組みのもとでも実施可能として着手

すべき対策を大手三社の提案も踏まえ列挙しています。その上で28ページの④まとめは、以上の審議のまとめを記載しています。そのまま読みます。

小売全面自由化の実施により、託送利用が拡大することが見込まれます。また、電気・ガスのシステム改革をあわせて推進し、相互参入を促進することが需要家の利益の観点から重要であり、都市ガス事業の特性に留意した上で、統合的な制度にする必要があります。そして、新規参入者にとって中立性・公平性・透明性が確保されずに小売全面自由化の実施を先行させると、競争が十分に発生せず、規制なき独占が生じるおそれがあります。

その上で委員からは以下のような意見が出されました。

一つ目のポツが、まずは大手ガス事業者3社による会計分離のもとでの改善提案を実行した上で、その効果について第三者検証を厳格に行い、その効果が不十分であれば、法的分離の方式を選択する方向で議論を行う。

2番目のポツが、大手ガス事業者3社による会計分離のもとでの改善提案を実行した上で、その効果について検証を行い、1年間と期限を決めて、中立性確保策について検討を進め、改善が不十分であれば法的分離の方式を選択する。

3番目のポツが、法的分離を前提として準備を始め、1年間に期限を区切って、行為規制などの詳細を検討した上で、法的分離を決断する。

4番目のポツが、法的分離の方式を選択するために必要な議論は尽きており、1年先延ばしする必要はない。この段階で法的分離という方針を基本的に出し、詳細なルール策定などの検討は制度見直しを決めた上で準備期間中に進める。

最後に委員長から、現行の会計分離について限界が生じており、小売の全面自由化で託送利用の拡大が見込まれる中で、改善をしないままでは不十分ではないかという意見が多かったと思うこと。一方で若干の幅があったが、法的分離の導入を方向性として前提とする、あるいは視野に入れることをしなければならないと、過半の委員から発言があった。また、大きな見直しであるので、十分な準備期間を考えると、結論を出す時期は余り後ろに延ばすのも不十分ではないか、との認識が示されました。

法的分離の方式を選択する際の対象事業者は、②に示されたとおり（ア）導管の総延長数が全国シェアでおおむね1割以上であること、（イ）保有する導管に複数の事業者のLNG基地が接続していること、という指標を満たす事業者として、大手ガス事業者3社とする点でも多くの委員は一致しました。

最終的に法的分離の方式を選択すると決める時期を1年後とする意見も含め、仮に法的分離の方式を実施する場合に、準備作業の時間により、その実施時期が遅れることは適当ではなく、あ

らかじめ法的分離の実施時期を明確にすべきとの点でも多くの委員は一致しました。具体的な実施時期については、電力システム改革を参考に、平成31年から平成33年までとする意見や、電気よりガスのほうが、供給構造がシンプルであることを踏まえれば、電力システム改革の例に倣うのは適当ではなく、それより前のタイミングで実施することを検討すべきとの意見がありました。以上です。

29ページの⑤は、仮に法的分離を選択する場合の検討事項として（ア）行為規制、31ページの（イ）災害時保安のガス小売事業者とガス導管事業者の連携の在り方、（ウ）託送供給料金の精査の在り方を挙げています。

32ページの（4）は、需要家保安に係る責任の在り方です。ガス安全小委員会の審議結果を踏まえると図表にあるような分担になります。

34ページの（5）は、卸取引の選択肢拡大に向けた環境整備です。①はLNG基地の第三者利用の促進のため、LNG基地事業を届け出制とし、第三者の利用条件を定める約款の届け出や設備容量の公表を義務づける制度の創設を提案しています。

35ページの②は、卸取引所を引き続きの検討事項としています。

36ページの（6）は、簡易ガス事業制度です、38ページの②にあるように、（ア）の参入規制、（イ）の地点独占、（ウ）の料金規制を廃止し、一方、料金規制の経過措置は設けます。（エ）は、先ほど説明があったとおり、保安規制は引き続きガス事業法のもとで講ずることとします。

39ページの（7）では、電力システム改革において取引監視や競争状況のレビュー、送配電部門の中立性確保の実効性を確保するために規制組織の独立性、専門性の向上を図ることとしているところ、ガスシステム改革も同様の方向とすることを記載しています。

最後の39ページ、4. は改革の進め方として、小売全面自由化の実施は、詳細制度設計や手続など必要な準備期間を想定し、平成29年、2017年をめどとすることが記載されています。

以上です。

○都築熱供給産業室長

続きまして、熱供給のパートについて御説明を申し上げます。

資料4の41頁目以降、ローマ数字のIIの部分をご覧くださいと思います。

最後に申し上げます一点を除きまして、これまでにこの委員会で御議論をいただいていた考え方、それから、委員の皆様からの御指摘などを反映させたものとしてございますので、簡単な説明にとどめさせていただきます。

41頁～42頁の部分に、熱供給システム改革の背景、目的について記しております。9月及び11月の小委員会でも扱いましたように、法制定時からの環境変化を踏まえ、電力・ガスシ

システム改革の流れも勘案して、熱供給システム改革を進めていくという考え方となっております。頁を進めまして、44頁目の下の方から、具体的な制度改革の内容について記しております。45頁の真ん中あたりから、まず、料金規制及び供給義務は、後ろで取り扱う需要家保護措置を前提に廃止する。参入に当たっては登録制としつつ、適切な供給力をもっていること等の適格性を見ていくこと。休廃止時の周知義務、などを扱っております。

45頁目の下の方から、47頁あたりにかけて、需要家への説明義務、契約締結時の書面交付義務、需要家からの苦情等に応ずる義務、事業参入時及び事業実施時における供給能力の確保義務、といった需要家保護措置について記しております。

また、47頁から49頁にかけて、もう一つの需要家保護の考え方として、料金の経過措置の在り方について記しております。この小委員会でも委員から御指摘がございましたところですが、一部、集合住宅向け供給の給湯の場合のように、需要家の選択、すなわち、別の供給サービスとの切り替えが、実質的に困難であるケースも存在することを踏まえ、こうした地域を特定して料金規制を残していくことを記しております。

49頁にはネットワーク規制についての考え方を記しております。熱供給事業の実態を踏まえ、現時点においてはネットワーク規制は必要ないという考え方を整理しています。また、50頁においては、二重導管についての考え方を記しております。

冒頭、「一点を除きまして」これまでの議論の範囲内であることを申し上げましたが、最後に、50頁から51頁にかけて実施時期について御説明を申し上げます。11月の小委員会では、「熱供給システム改革については、ガス事業制度における小売全面自由化のタイミングも念頭に置きつつ実施」という形でお示しをさせていただいたところです。

電気の場合、昨年6月に成立した改正電気事業法に基づき、概ね半年程度をかけて実施のための詳細設計についての議論をしております。その上で、託送料金算定規則などの整備、事業者による約款の準備、認可申請から審査といったプロセスがあり、事業者の託送約款が明らかになるころから、各小売事業者による自由化料金メニューの策定や営業活動が行われ、来年に実施されていくこととなります。ガスについては、これから制度改革が進んでいくので、先ほどガス課長から説明がありましたように時期はずれますが、似たような系譜をたどることとなるかと思えます。

これに対して、熱供給については、資料49頁にもございますように、電気やガスの場合のような託送制度は予定していないため、今申し上げましたプロセスの中で、託送関係省令の整備、託送約款の準備、認可プロセスに要する期間が不要となります。すなわち、熱供給で今後必要となるプロセスは、需要家保護関係の詳細設計や、経過措置対象事業者の特定などの準備が整えば、

事業者側でも自由化メニューの策定、顧客への営業・周知活動といった対応が可能となり、概ね半年強の準備期間で実施可能と考えられます。実際には、立法府で法律を御審議いただいて成立した暁の話でありますので、今から半年という話ではございませんが、いずれにしても、報告書案としても、半年強の準備期間を想定といった考え方を51頁の最後の段落に記してございます。事務局からの説明は以上です。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

それではご説明がありました報告書（案）、それから資料3についてご質問、ご意見をお願いしたいと思います。また、報告書以外にも、広くガス事業あるいは熱供給事業の在り方についてコメントがございましたら、あわせてご発言をいただければと思います。例によりまして、ご発言をご希望の委員は、お手元の名札を立てていただくようお願いしたいと思います。

それではいかがでございましょう。松村委員、どうぞご発言ください。

○松村委員

報告書の議論の前に、技術的な質問をしたいのですが、いいでしょうか。

今回、出てきた簡易ガス事業について確認したい。現行法では70が基準になって、液石法とガス事業法で分かれている。今は70以上のところは、ガス事業法のほうに入っている。70未満のところは、現在でも開放検査を含む義務がかかっていて、年に1回とめなければいけないという状況になっているということなのでしょうか。

○大本ガス安全室長

簡易ガス事業のところ以外、70戸未満に対してLPガスを導管で供給する事業については、まず高压法が適用されている部分については、開放検査義務がございまして。また液石法については20年検査、例えばバルク調査に関しては、20年経過したら検査をするという義務が課されていまして。

一方、ガス事業法については、自主保安になりますので、事業者によっては、ガスを止めて検査しているところもございまして、法令的には必ずしも止める必要はないという規定になっております。

○松村委員

20年に1回とめなければいけないか、自主的にやるかの違いだけということですか。

○大本ガス安全室長

液石法に関しては、正確に言うとバルク貯槽と言われる貯槽については、20年経過したら検査

しなさいという規定がございます。高圧法については、液石法と頻度ははずれますが、設備等に応じて5年、といった頻度に応じて開放検査をしなさいという規定になっております。

○山内委員長

よろしいですか。

ほかにご発言はございますか。それでは杉本委員、どうぞご発言ください。

○杉本委員

昨日の夜までかかって1年間の議論を報告書にまとめていただきまして、横島課長を初めとして事務局の皆さんに御礼を申し上げます。

それから山内委員長初め、ほかの委員の方々にも、私の素人の意見を聞いていただいて、ありがとうございました。時には叱咤もしていただいて、本当にありがたかったです。私は、ガスについては素人に近いところにおりましたので、初めのころは、言葉もわからないし、速さにもついていけないということで、大変でした。今でも悩むところはたくさんあるのですが、私としては、消費者保護の点から、安全かつ料金低廉化につながることを、大都市だけではなく、地方の消費者も受けられることを考えてきました。消費者の意見をきちんと伝えるために、国民の意見で、多くの消費者団体のご支援もいただいたことを大変ありがたかったと思っております。

先ほど事務局から簡易ガスについての説明がありましたけれども、保安の審議会で専門的な判断をした結果、7月の小委員会で液石法の移管を決定したと思います。

31ページの(イ)にある災害の混乱時の協力や連携も、単なる努力ではなくて、罰則付きの法律にしないと実効性がないと考えています。「後から法律で難しい」とならないようなガス法案の審議会では、「小売事業者が間違いなく連携する法律」ができるか、念入りに検討をお願いしたいと思います。

簡易ガスがまた事業法に残るというのですけれども、料金規制の廃止も38ページの(ウ)に加えて48ページの熱供給事業の経過措置の「視点の例」とも整合性を持たせていただきたいと思っております。

また、7ページの最初に、「高圧導管は大幅に伸びている」との記載があって、グラフもついていますが、24ページの(カ)の意見では、「現行では導管延伸が進んでいない」とあります。その違いはどう考えればいいでしょうか。

次に、17ページの②にある特定ガス導管事業の変更命令で、19回の委員会の資料3では、「内容が不適當」と「いうふう」に記載されているのですが、今回は「著しく不適當」に変更されていますけれども、「著しく」がつくと、緩くというか、甘くというか、法律がなるのでしょうか。

最後に9ページの図表の③を見ると、約半数以上の卸供給元がガス導管事業者です。ガス導管事業者の中立性確保は、法的分離にかかわらず、その対象を狭めては地方の消費者にガス料金低下の利益が行き渡りません。少なくとも②と③の事業者は、ページ8に記載のある従業員100名以下である8割の小規模事業者を除いた2割の一般ガス導管事業者も対象にすべきだと思います。

以上、お礼と、4点ほど意見と質問をさせていただきました。

○山内委員長

ありがとうございました。ご意見を伺って、また後ほど対応させていただきます。

ほかにご発言ございますか。松村委員、どうぞ。

○松村委員

全体の大きなことについては、またきつと発言の機会はあると思いますから、細かいことでお願いというか相談があります。

まず14ページを見てください。14ページの(ウ)のところで、経過措置に関して「経過措置の期間を明確にし、その上で必要があれば更新できる制度とすべきとの意見があった」ですが、これは前回は議論になったと思うのですが、このまま読むと、原則として更新しなくて、必要があれば更新するという表現に、私には見えます。そういう意見だと見えます。

その点を前回確認したところ、少なくとも引頭委員は、それが本質なのではなく、競争状態が確認されたら、1年に1回とかという形で長く伸ばすのではなく、3カ月後でも6カ月後でも速やかに解除する、そこが本質であって、デフォルトが更新しないということではないということを確認に言っていたと記憶している。とすれば、それはその前の可能な限り早期に解除できる仕組みを設けるべきとの意見に含まれるような気がする。したがって、そのような誤認を招きかねないような、この2番目の「3カ月や6カ月と区切るなど」以下のところは不要なのではないかと思います。「設けるべきとの意見があった」でいいのではないかと思います。

「意見があった」ですから、現時点でも、やはり原則として更新すべきでないということ強く思っておられる方が今でもいらっしゃるなら、それを言っていた上で残すということもあり得ると思いますが、そうでなければ、切ってもいいのではないかと思います。

次、26ページ、前のページからの段落の続きの段落、最初の段落です。これの最後のところに、オブザーバーの方から指摘していただいた、対応できるのではないかという指摘なのですが、これに関しては、確かに指摘になったのはオブザーバーの方ではあるけれども、私は、この点は反省している。反省しているというのは、私はこれに100%賛成で、しかもオブザーバーの方ではなく、私たち委員の誰かが、あるいは私が言うべきことだったと思っています。

したがって、こう書くと新規参入者だけがこういうことを言って支持したというふうに見える

とすると遺憾なので、支持する委員もいたということを明記していただけると助かります。今までの発言でなかったではないかということであれば、今日言ったということで、そのような委員がいたということをお願いします。

それから、29ページ、「最後に委員長から」というところですが、認識が示されたということですが、私はこの委員長の認識というか、まとめというのを支持します。意見が完全に一致しているかどうかというのは別として、この委員会での議論のまとめとして、委員長が一人で勝手に思ったということではなく、このまとめは妥当だったというふうに思います。その点、発言させてください。

次に、⑤の前の最後の一文なのですが、「それより前のタイミングで実施することを検討すべきとの意見があった」ですけれども、これは確かに事実ではあると思うのですが、「それより前のタイミングで実施すべきである」と仮に書いたとすれば、きっと反対する人はいるだろうということは予想できるので、意見があったということ、全員一致の意見ではないということを書きこんど書くのは意味があると思います。しかし「タイミングで実施することも検討すべき」であれば、反対する人はいないのではないかと。実施すべきではなく、実施することも検討するということだとすれば、反対意見はないのではないかと思いますので、私は「それより前のタイミングで実施することも検討すべき」で切ったらどうだろうかと思います。これについては、もちろん反対する方がいらっしゃれば、元に戻してください。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。今の松村委員のご発言もご指摘として伺った上で、後ほど対応させていただきます。

そのほかにご発言はございますか。永田委員、どうぞ。

○永田委員

私から、28ページの④のまとめのところで、ポツ1、ポツ2、ポツ3のうち、ポツ3ですが、「法的分離を前提として準備を始め、1年間に期限を区切って」と記載されています。その一方で、29ページ、2段落目に、「最後に、委員長から、現行の会計分離について限界が生じており」という文章の書き出しのところに、「一方で、若干の幅があったが、法的分離の導入を方向性として前提とする、あるいは視野に入れることをしなければならない」と記載されています。

「前提とする」と「視野に入れる」ということが、29ページでは両方併記されていますが、前ページでは、「前提として」という記載に留まっています。

この論点では私は「視野に入れて」ということを、何回目かの委員会で申し上げたと記憶して

おります。

ここで前提という置き方と視野に入れてというニュアンスは若干、捉え方によりますけれども、異なると考えています。私自身は視野に入れるということは、結局は会計分離の中で実務的な検討をした結果、なかなか問題点をカバーし切れないことを想定しています。例えば精査の在り方です。これについて幾つか実務的な課題をご指摘申し上げましたけれども、そういう前提を、ある程度私なりにイメージを置いていますので、実務的には、やはり法的分離を選択することもある程度視野に入れて会計分離での改善策を検討することが妥当だと思います。前提に置くということと視野に入れてということで、ニュアンスが異なると思いますので、私がお願いしたいことは、28ページに前提として、もしくは視野に入れてということ、文章の中に入れていただくのか、別立てされるのか、そこは事務局及び委員長のご判断に委ねますけれども、そのあたりを斟酌していただければと思います。

以上でございます。

○山内委員長

そのほかご意見ありますか。それでは引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。全体の意見と言うよりは、今の松村委員のご意見にございました、P14の料金の経過措置の解除の指標についてですが、私の理解も松村委員と同じです。

3カ月とか6カ月の期間についてですが、私は、モニタリングを行うタイミングだと理解しておりました。つまりモニタリングをいつ行うのかということであり、それが3カ月後とか6カ月後とか、そういう意味だと私も思っておりました。

ただ、よく見てみると、期間が3カ月間とか6カ月間となっています。競争条件が確認され次第、速やかに解除するという点が非常に重要なことだと思っています。3カ月とか6カ月というのはあくまでやり方の話であって、競争条件が適正かどうかについて、どういうタイミングではかるのかということに過ぎません。そういう意味ではこの書きぶりについては、競争条件が確認され次第速やかにといった表現の方がいいのではないかと思います。報告書においては事細かく行政のやり方を書く必要はないのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかいかがでしょうか。柏木委員、どうぞ。

○柏木委員

出張中だったものですから、今というか、ちょっと前にこれを読んだばかりです。一応やはり

かなめはこの28ページ、28、29、④のまとめのところで、それぞれの委員が言われた内容を四つに分類して、28ページの最後に書いてあるということは、報告書としてはこういう一つの方向で全員が一致したと言うよりは、こういうことを明確に書いていただいたということに関しては、極めて重要な報告書だと、こう思うわけです。

それでこの四つの意見があって、最後に山内委員長から、委員長としての見識から、こういうマジョリティーがこうであったというまとめをする。この報告書としてはどちらかという、こういう意見が幾つか、四つに分かれた意見があるけれども、その中で委員が複数、これだけ7人いらっしゃるから、この四つの内容を、中でくり出したものがどういうものであったかということ、委員長見解としておっしゃって、ここに書いたということで、答えが何となくこの中にその方向性等が秘められているような気がするのです。

それで、私、個人的に言えば、この中で例えば29ページのところで、必死にならずと細かく読んでいるのですけれども「最後に、委員長から」という3行、「一方で、若干の幅があったが、法的分離の導入を方向性として前提とする、あるいは視野に入れるということをしなければいけないという意見が過半の委員のマジョリティーであった」、こういう言い方の若干の幅があったが、という、なぜこの幅があったのか。このなぜ幅があったのかというのは、山内委員長は、このときに若干の幅があったというのは、いろいろな例えば、私のように「事業者が言っている会計分離をもう少し精査をして、それをステップ・バイ・ステップできちっとやっていって、それでもうまくなければこういう方向があるだろうやはり慎重には慎重を重ねる」という意見があったからではないか。そういう意見の裏に、何がそういうことを言わせているかという、やはりまず第一に大事なことは、エネルギーの基本計画に沿った形でのこの答申になっているかということ考えたときに、ガスシフト等をはかれたとか、あるいはいろいろな意味で日本のこれからのシェールガスの問題とか、いろいろなことを考えたときに、ガスパイプラインの、この最後、20ページには書いてあるのですけれども、ガスパイプラインの導管の整備状況に関して、需要と一体化した全体最適となるような導管整備方針の策定をするとか、あるいは需要と一体化した導管の整備を行うとか、20ページに書いてあるわけです。そういうことも頭に入れて、いろいろな複雑な要素があって、あるいは保安との一体化だとか、消費者の立場からすれば、やはり一次エネルギーと二次エネルギーの差というのはやはり大きいものがあって、一次エネルギーの安全性、今まで日本は世界の中で最も安全な方式をとってきた。これもやはり需要と一体化することによって成し遂げられてきたと言っても過言ではない部分が多いという保安の問題だとか、あるいは私なんかはいつも言っていたのは、いろいろな事業者が新規参入で入ってくるとは思いますけれども、電力の場合には、本当に多様化する事業者がアクセスオープンにしていくということ

になるのだらうと思います。ガスと電力は少し違う、一次エネルギーと二次エネルギーとの違いというのはやはり大きなものがあって、新規参入者の中でやはり大物というのは電力や石油と商社とかである。ただ基地を持っていないとオープンアクセスできませんから、そうすると電力と石油ということになるのだらうと思うのです。

ですから、こういうビジネス対ビジネスで、本当にこの均衡、つり合いのとれた競争条件が、競争環境をこういう委員会の中でディスカッションしていく。均衡ある競争環境をどうつくっていくかということも「幅」の中に入っていたと思う。原理主義的に、「もう中立性の担保は法的あるいは所有権分離をして、こういうことをやればいいのだ」ということは、もちろんそれはそういうお考えもあるかもしれませんが、リアリティーのある考え方、リアリティーのある整備環境というのはどういうものなのかというのを、慎重にステップ・バイ・ステップです。今本当に法的分離することによって、明快にアクセスオープンがふえてきたとか、あるいはほとんどパイプラインがふえてきたとか、保安もどんどん向上したとかという、なかなか実際の例が明確にまだ見えていない状況で、決して結論を急ぐ必要は、私はないと思ったわけです。

例えば、今一つの例を言っただけで、そういういろいろなことを考えながら、これだけの意見が分かれてきたのだということだと思うのです。それで委員長がおまとめになって、こういう、まとめとしてもそれほど明確に極めて妥当な書き方をして、おっしゃった内容が間違いなくこれが法的分離だけで、これからすぐやれということを書いてあるわけでもないし、ここに出てきた議論を精緻に書いてある。

それに対して敬意を表するのですが、ただこの一言で言う「若干の幅があったが」というところに、かなり深いいろいろな複眼的な内容が示されているわけで、ここまで書いていただければ、若干の内容というのを委員長の名のもとで、例えば若干の内容といっても全体最適化の問題とか保安の問題とか、こういうことをいろいろ複眼的に見ると、やはりこの四つぐらいの幅が出てきて、それに対して本当はどういうふうにこれから環境整備すべきかということを経くくり考え、慎重に対応していくのだというようなことが仮に少し付記されるのであれば、私なんかは自分の思っていることが、よりリアリティーのある形でこの報告書の中に入ってくる。

一言で書かれている、若干の幅の「若干」の中に、簡単に一言で言えるような内容ではないというふうに思った次第で、これは感想ですが、仮にそういうことが可能であれば、そこら辺を少し今、若干の内容というのを、なぜこれだけの四つの意見で一つになかなか収斂できないというところが、どういうことなのかと。

そういう内容を少し四つの内容のところの下でもいいのですが、何か書くということがあると、リアリティーがふえてくるのではないかという感じがしています。

全体的には随分これ苦労だと思うのです。大変な御苦労をされたのだろう。随分前に資料が出ると言っていましたけれども、なかなか出てこなかった。大学ではチェックを入れていたのですが、出てこないというのは、随分苦労されてこれだけお書きになったのだと思いますから、それに関しては本当に敬意を表したいと思いました。もしそういうことが可能であれば、委員長談話で入れていただければと思います。あとはお任せします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。後ほど全ていろいろと対応させていただこうと思います。

古城委員、何かご意見は。

○古城委員

大変な労作の報告書で、まとめられたこと、大変だったと思います。

まずこの29ページから30ページについて、細かいことと大きいことがあります。まずガスの法的分類の話というのは、ガス小売事業と導管事業を一緒にやることによって、範囲の経済性があるという面と、それから差別の原因になるという問題があります。だから、そのときに差別の原因になるというタイプの共同行為は禁止しなければいけないけれども、余り差別的な効果がないけれども範囲の経済性のある行為は許すようにしなければいけない。これは識別が大変だけれども、そういうふうにはきちんとやらなければいけない。

その観点から言いますと、まず一つは30ページの人事管理に関する記述というところで、導管事業と小売事業の従業員が兼任することを禁止するという記述があります。導管事業者が自社の小売部門を優遇することを禁止しなければなりませんから、現職のとき、両者の兼任を禁止するのはよくわかります。

ところが次のガス導管事業者の従業員の退職後一定期間内にグループ会社のガス小売事業等に従事する従業員になることを禁止することということは、ちょっと厳し過ぎるのではないかと思います。同じ釜の飯を食べることになると、兼任していると同じようなインセンティブが生じることが心配なのはわかるのですけれども、ここまで心配すると規制が厳しすぎます。ガス事業というのは、今のところ導管事業とほかの小売事業しかないのですから、一定期間といたら結局人事交流を認めないということになってしまっていて、実際的ではない。

それからもう一つは、保安の話でいうと、ガス事業を両方やっていることのメリットというのは、今は小売で働いているのだったら、かつては導管もやったことがあるというので、これは災害のときに導管に出てくる、小売事業に予備軍がいるということが確保されているのは結構大きいことです。人事交流を禁止してしまうと、それができなくなってしまうというデメリットもあ

りますので、この点は慎重に検討される必要があると思っております。

このままだと、仮に法的分離をする場合の検討事項っていうので、法的分離をする場合は、この措置を必ず講じるというような書き方に読めるのですけれども、私はもうちょっと慎重に検討したほうが、この点はいいのではないかというふうに考えています。

それから、構成の問題ですけれども、31ページの託送料金の公平性・妥当性の精査の在り方では、非常に大事な項目です。この項目が、仮に法的分離を選択する場合の検討事項と記述されています、しかし、これは法的分離をしようが、しまいが、検討する必要のある事項ですから、それがわかるように項目を工夫していただきたい。

この2点です。以上です。

○山内委員長

ありがとうございました。

そのほかにご意見ございますか。

それでは、今、ご指摘の点について、もし事務局のほうからお答えになれることがあれば、事務局からお答えいただきたい。

○横島ガス市場整備課長

杉本委員のご指摘からですけれども、導管の延伸についての認識ですが、近年、割と伸びてきているというのは最初のページに書いてあるとおりなのですが、その結果としても相変わらず、国土面積であらわすことが適切かどうかわかりませんが、5%にしかとどまっておらず、全国中かどうかは別にして、導管網を整備するという観点からすると確かに近年伸びてきてはいるのだけれども、まだまだつながるべきところが残っているのではないかという両方言ったので、そういう記載になっているということです。

後ろにある中立性確保の議論がなされたときには、仮に法的分離、あるいは所有権分離をするという伸びにくくなるという指摘に対して、では今まで会計分離という現行の枠組みで十分に伸びてきたかという、近年伸びる動きがあるけれども、まだ十分なレベルに到達していないということをもって、今の枠組みのほうに延伸の観点から、よりよいと言えるのかどうかというご意見があったということを書いてある、そういう整理をしております。

それから、承認事業者制度について、著しく不相当と、書きかえた理由ですけれども、これは法律の条文で「著しく不相当」と、もともとの承認事業者制度にも書いてありますので、その条文の書き方に倣っただけであって、前の案から「著しく」が加わったことをもって承認することの要件を緩和することを意図したものではありません。具体的にどういう場合に承認するかは、これから運用の中で整理していくべきものと思われま。

それから、松村委員ご指摘の経過措置料金の更新は、その後、引頭委員からもご発言がありました。14ページです。一つはなるべく早く解除できるということにしておくべきだ、具体的な運用は行政でということであるならば、解除できる仕組みを設けるべきとの意見があったと単純に記載して終わらせてしまうのが一つの案です。ただ、タイミングは、1年ごとに確認をするので、仮にその間に競争状況を確認できる状態になっても、1年後まで待たなければいけないという事態を避けるため、3カ月や6カ月を、更新の意味ではなく、検討のタイミングの意味として用いるならば、例えば、解除の是非を検討するタイミングについては3カ月や6カ月と区切るなど可能な限り早期に解除できる仕組みを設けるべき、とまとめて記載してしまうこともできます。これらのどちらかだと思いますので、その方向で考えたいと思います。

災害時の保安に対するオブザーバーの指摘について、支持する意見もあったことは、今日発言されたということでそのように修正したいと思います。

29ページのまとめのところ、松村委員の意見ですけれども、最後の部分は二つの直し方があると思います。その前に31年から33年までとする意見が記載され、続いてこういう意見があったと並列で記載されているので、後者が松村委員の意見だということならば、検討すべきという意見ではなくて、委員としては実施すべきとの意見だったと書くか、そういう意見もあったけれども、電気よりガスがシンプルだから、それより前に実施することも含め検討すべきであるとするか、どちらかだと思います。もしご意見があれば。

○松村委員

すみません。ということであれば、「電力システム改革を参考に31年から33年までとする意見や」というのについては、その意見がまだあるのかどうかを確認させてください。前回のときに、電気とガスは違くとさんざん言いながら、何でここだけ電気と同じにするのかというのに対して、別にそういう意味ではなくて、電気よりもさらに遅くして、ずるずるといかないようなコミットメントだというつもりで発言したというコメントだったと思うので、そもそも前のところの意見というのは、除いてしまえばいいのではないかと思います。

○横島ガス市場整備課長

そうしますと、ちょっと委員長と相談させて、要するにご趣旨は、どんなに長くても電気で置いている準備期間以内で考えていくべきだという趣旨が表れる文章にしてほしいとの意見でしょうか。そういう期間設定については委員のほとんどが一致していたと。

○松村委員

「すべきだ」と言うときっと意見の相違があると思いますから、検討するのはいいのでしょうか。

○横島ガス市場整備課長

では検討する範囲においては一致しているということでご異論がなければ、そういう形で検討したいと思います。

永田委員のおっしゃった点です。永田委員のご意見に一番近いのは3ポツだと思います。そこが前提として、だけではなく視野に入れて、という両方の言葉があるということであるならば、ここも検討したいと思います。

柏木委員の意見ですけれども、我々が案文を書いたときの整理としては、若干の幅の中に柏木委員はいらっしゃらないという前提です。つまり、柏木委員もここに入ってしまうと、逆に皆さん、この点で一致したということになってしまいます。四つ並べたうちの最初が柏木委員の意見をまとめたつもりでおります。柏木委員がなぜそういうご意見かという、こういう背景であるということならば、1ポツの中にそういう観点を入れることは可能だと思います。そうでないと「過半の」と言ったところが不整合になってしまいます。よろしければ、柏木委員の意見の背景を1ポツの方に加える方向で調整をさせていただきたいと思います。

古城委員の29ページの⑤ですけれども、確かにその次の30ページを見ると、いかにもこれらの規制を置くことを前提に書いてあるようになりますが、これらの規定の前段階の説明が29ページの(ア)に書いてありまして、ここには「具体的な検討を進めるべき」の後の2段落目ですけれども、「なお、そうした検討に当たっては、グループ経営」あるいはわかりやすいという中立性的一方で、「行為規制は必要最小限の内容として、分離コストを極力低減すること」等について、配慮して決める。そして、具体的な検討事項の例として、それ以下のことが掲げられています。人事管理について「一定期間」とは何なのか、そもそもこういう規制を置くのかどうか、ということも含めて今後具体的に検討し、そのときには一体性というのが重要だということと、差別的になってはいけない、つまり中立性でなくてはいけないという両方のバランスを踏まえて考えるということになります。そう(ア)に書いてあることを踏まえていると一体のものとしてご覧いただければと思います。ご指摘の点は我々も十分、踏まえたつもりでいます。

31ページの(ウ)ですけれども、法的分離を実施するかしないかの有無にかかわらず、この精査はすべきだということですので、そのことがわかるような記載ぶりに修正したいと思います。

○山内委員長

ありがとうございました。大体……どうぞ。

○大本ガス安全室長

すみません。先ほど杉本委員からの簡易ガス事業に係る説明について一点だけ補足をさせていただければと思います。

簡易ガス事業制度を廃止し、液石法で規制するということは、正確には昨年7月の中間報告に

記載があり、ガス安全小委員会や液化石油ガス小委員会では、移管することは可能という表現になっていまして、ただし、その際には慎重に検討するという位置づけになっております。

今回、両小委員会との関係においては、移管するという方向性で審議していたという観点もございまして、今回の話を受けて、両小委員会の委員、委員長にまずお話をさせてもらった上で、各委員にご連絡するとともに、次回、時期は未定ですけれども、委員会の開催の際には、この内容についてご報告させていただくことを考えてございます。

以上です。

○山内委員長

それでは委員の皆様、ほかにご発言ございませんか。どうぞ、杉本委員。

○杉本委員

15ページの④の書面交付ですとか、⑥の最終保障サービスをきめ細かく決めていただきまして、感謝申し上げます。

特に書面交付など料金公開や監視などは、昨年末の資源燃料分科会でも、消費者委員からも要請した経緯もあります。同じガス消費者として、LPを使用している全ての消費者も、料金表の書面交付を受けている状態にするべきだと思っています。

40ページの最後は「期待する」のような縦割りの行政ではなくて、「資源エネルギー庁として検討すべき」にしていきたいというふうに思います。

今後、家庭消費者にガスの自由化の必要性を幅広く理解してもらう上でも、日本の大口自由化の競争で料金が下がったということではなくて、欧米などの家庭用での競争状態や、原料費や税金以外の部分は、競争で下がったという客観的な事例も書いていただけると、説得力があると思っています。

それから10ページ最後の「新たに2,400万軒を超える一般家庭」が「都市ガスの供給を受ける事業者を自由に選択」は、現実的には、ここ当面は地方の消費者には絵に描いた餅だと思います。そうだとすると、料金規制の撤廃はエネルギーとの選択ではなく、都市ガスの選択肢が家庭消費者まで拡大されることが大前提だと思います。

それにもかかわらず、14ページの(イ)の冒頭の2行目には、経過措置の評価が、都市ガス同士の競争には触れられていないで、変更が困難で、費用のかかる他エネルギーとの昔からあった競争状況だけに限定しているのは、最初から都市ガス同士の競争がない前提になっていて、おかしいと思いました。

それから最後に、14ページの(イ)や(ウ)にある経過措置の基準や指標に関する具体的な数字の御意見は、それも踏まえて検討することになっています。その数値は重大な意味を持つと思

いますので、今後の検討では、その根拠をきちんとご説明いただくとともに、その妥当性について、この小委員会にオブザーバー参加されている公正取引委員会や消費者庁からの見解も必要だと思います。

15ページの(ウ)の最後で記載していただいたように、料金規制は法的分離とは関係なく重要な消費者保護としますので、「その解除要件は消費者団体が参加した透明性ある委員会で決めるべき」の部分は、前々回だったと思うのですが、横島課長からそうするというお墨つきをいただいたように思いますので、報告書(案)として結論づけてください。

○山内委員長

ありがとうございます。基本的、ご意見ということでよろしゅうございますでしょうか。委員の方で、引頭委員、どうぞ。

○引頭委員

ありがとうございます。

まず報告書についてです。委員会では、委員間でいろいろな意見がでましたが、今回の報告書では、何人かの委員の方もおっしゃっていたとおり、非常に丁寧に適切に整理されていると思います。事務局の方々の力作だと思っております、委員として大変感謝しております。

今後さらに詳細な制度設計のための議論が進んでいくと考えておりますが、それに向けて3点申し上げたいと思います。報告書については、おおむねこれで、私はよろしいかと思えます。

まず1点目ですが、今回のシステム改革における一番のポイントは、自由化であったと理解しております。今回の報告書で、ガスについては平成29年から自由化する、ということで、初めて時期が示されたわけですが、この自由化が形骸化することがないように、需要家の方々の立場に立って、さまざまな意味のあるメニューづくりを事業者の方々には進めていただきたいと思っております。単にメニューの数を増やせば良いということではなく、本当に需要家のためになる、需要家の立場に立った内容のメニューづくりをお願いしたいと思います。

2点目ですが、報告書の27ページ目の③に書いてありますが、今回、ガス事業者が、直ちに着手すべき対策ということで、ご提示されたことについてです。

今回の委員会の最後のほうで議論になりました法的分離については、今後この小委員会を離れて、大きな考え方が示されることになると思います。しかし、その法的分離の時期が明確になるまでは、あくまでも会計分離の世界であり、いかに導管部門の中立性を守って確立していくかということが非常に重要なことになると思います。そして、そういうことを基盤として、自由化が進んでいく理解しております。

先ほど申し上げた27ページ目の③で、ガス事業者からいろいろな施策が出されていますが、今

後、法的分離をめぐる議論がどうなるかにかかわらず、また目標時期もいろいろ書いてありますが、場合によってはその時期まで待たずに、どんどん具体的に進めていただきたいと思います。さらに、これに限らず、新たな中立性確保のための施策があるのであれば、自主的に取り組んでいただきたいと思います。これが2点目です。

最後に3番目ですが、当初ここの委員会の委員に就任させていただいたときに、イノベーションについて申し上げたところ、なかなかガス事業ではイノベーションは難しいというようなコメント等を頂戴した記憶がございます。ですが、同時同量を初めとして、従来のオペレーションのままでもいいのか、業界全体の効率化を図るためにすべきことはないのか、といったことを考えるよい機会に、今回のシステム改革はなったのではないかと考えております。

程度はともかくとして、何かしら業界でイノベーションが起こるような取り組みを同時に進めていただければ、今回のシステム改革の意味も、また意義も大きくなるのではないかと考えています。今回の制度改革とイノベーションは、一見関係ないようにも見えますが、実は密接に関係していると思いますので、この辺のお取り組みもガス事業社にお願いできればとっております。

以上でござす。

○山内委員長

ありがとうございます。

ほかに委員の方、ご発言。委員が先になりますので、どうぞ、松村委員。

○松村委員

報告書について事務局のご苦勞は伺えて、それをねぎらう言葉を出すのが礼儀のような感じもするのですが、私はそれ以前の段階として、この委員会が本当にクオリティーの高い議論をした委員会だったかどうかについて、反省するところがあります。その結果として、事務局にこれだけご苦勞をかけてしまったのではないかと考えています。

一番重く受け止めているのは電力システム改革のワーキングで、稲垣委員がご指摘になったこと、本当に理屈のある話なのかと。いろいろな意見があるということ、この報告書では、ほかの報告書にも例を見ないほどたくさんいろいろな意見が、それぞれ書かれているということになります。多くの意見があること自体がおかしいとは思わない。それぞれがちゃんと理屈があつて、その理屈のある内容同士で対立することは、他の委員会でもしばしば見られること。委員会はお互いの理屈をきちんと突き詰めて、現実の日本に合っているのはどちらなのかということを実際に議論する場であると思うのだけれども、今回のこの委員会は、稲垣委員がご批判になったとおり、本当に理屈のある話として意見がたくさん出てきたのかどうか。私は現時点でもまだわかりません。一つ一つのことを言い出すと、何時間あつても時間が足りないので、保安のことだけに

します。

保安に関して、法的分離すると保安に関して不安があるというのは、本当に理屈のある話だったのだろうか。自由化すれば、法人格は分かれているどころか、所有権まで分かれている小売事業者が全部需要をとっていくということだって原理的にあり得る。そうすると、その状況でも保安が確保できるという整理であるのにもかかわらず、何で一般ガス事業者の法人格を分けるだけで、保安に物すごく不安が出てくるのかというのは、理屈としておかしいではないか、という指摘に関しては、結局、私は納得できるような説明は全くいただかなかったと思っています。

最後の最後は、肌感覚などというような議論が出てきた。肌感覚の議論、現場の方の肌感覚の議論を完全に無視することは、絶対によくない。理屈が立たなくても、本当にそういうことがあり得るということは、私たちは無視してはいけないと思います。しかしそのような肌感覚と言ってしまったら、議論が止まってしまうわけです。そんないい加減なことで済ませておいてもよかったのかということは、私は反省しています。

よしんば肌感覚というのが正しかったとしても、例えば現場の人が、同じ人が一貫して、自分たちに有利になることでも、不利になることでも、一貫して同じことを言っていたのであれば、その肌感覚は、仮に理屈で裏づけられなくても、確かに正しいと納得することもあるかもしれない。しかし本当にそうだったのでしょうか。保安の議論をしたときに、ネットワークに寄せるといふ議論と、その逆、小売のほうが基本的に責任を持つという議論をして、もし本当に法人格が分かれるというので不安だということがあれば、三つに分けた類型の中で、その全てで、緊急保安も含めて、ネットワーク部門に寄せるといふことをすれば、法人格の違う小売のところの役割を最小化し、基本的にネットワーク部門に全ての責任と権限を寄せて、そのネットワーク部門からの命令という格好で保安を設計するのが、私はとても自然だと思うのですが、しかし、そのときにはガス協会や大手事業者がどう言っていたのかをもう一回思い出していただきたい。

あるいはこの委員会だけでなく、もう一つの別の保安の委員会で、この業界の人が何と言っていたのかということ思い出していただきたい。私が口にするのはばかられるほどのことを言っておられたような気がするのですが、そのことと法的分離と保安の関係の議論は本当にコンシステントなのか。既得権益を維持するために、都合よく保安を盾にして言ったものを、現場の肌感覚だなどということ言って意見を入れてしまうということがあれば、どんな改革でも業界に都合の悪い改革だったら、理屈なしに止められることになってしまうではないか。そんなことは、本当は許してはいけないのではないか。私たち委員は、本当に真剣に考えて、本当にコンシステントな議論なのかどうかというようなことをきちんと考える義務があったのではないかと、私は思っています。

それからさらに言うと、昔々大昔、ガス協会の方が、自由化の範囲を拡大するというときに、現在10万立米になっているけれども、これを5万立米に拡大する、あるいは1万立米に拡大するといったときに、猛反対されたわけです。そのときにはやはり同じように保安ということを口実にされて、保安の点で問題があるからできないということを強硬に言われたはずですが。今回は、自由化自体に反対されていなかったの、自由化に関しては、そのような議論は一切出てこなかった。どうしてなのだろうかとは思っただけけれども、私は、自由化をしたら途端に保安が危なくなるというような議論のほうがおかしいと思うので、今回そのような奇妙な議論が出てこなかったことは正しいと思いますが、何で昔はすごく問題だったのに、今は問題でないのだろうかというのは、私はいまだによくわかっていない。そのときにも、やはり蟹沢さんが保安のときにおっしゃったようなことを当時のガス協会の担当者もおっしゃって、それで自由化の範囲拡大はだめだと言っていた。何でガスの特性の議論と自由化の範囲拡大という議論がリンクしているのか。その時も全くわからなかった。今回も全く同じことが繰り返されたと思っています。

もういい加減に保安を口実にして改革を止めようとするというようなことから卒業すべきなのではないかと思っています。

ガスに関しては、その特性からして、保安が物すごく重要だということは十分理解できるし、保安のことは最重要な問題として考えるべきだということもわかるけれども、なぜその制度改革と関連しているのかというのをきちんと考えて、口実として出てきているのか、本当に心配して出てきているのか。本当に心配して出てきているものであるとするならば、自分たちの業界の利益になることでも、ならないときでも、一貫して同じような主張が出てくるというときに、肌感覚を信じるということがあってもいいかもしれないけれども、今回の議論は本当にそうだったのか。保安のときにされた議論と、法的分離を議論されたときの議論をもう一度ちゃんと思い出して、本当に理屈のある話だったのかどうかというのは、今後の議論のためにきちんと頭で整理する必要があります。もしそれをしなければ、1年先送りして議論を続けても同じ結果になるのではないかと思います。

私たちはやはりきちんと理屈を考えるべきなのではないか。ともに理屈が立つもの同士で意見が違ふ点をお互いにつけて、それでもし最後に両論併記となるのであれば、それはそれで建設的な議論だったと思いますが、肌感覚というのをいつまでも続けてもいいのかということは、今後の議論をするときには、きちんと考える必要があるのではないかと思います。

以上です。

○山内委員長

そのほかにご意見ございますか。

それではよろしければ、オブザーバーの方からのご発言をお願いしたいと思いますが、まず最初は石油連盟の松井オブザーバー、どうぞ、ご発言ください。

○松井オブザーバー

どうもありがとうございます。

大変複雑で難しく、かつさまざまな意見があるこの委員会の議論を、非常にうまくおまとめいただきまして、ガスシステム改革が一步進んだなということで、新規参入を検討している者として、深く感謝をする次第でございます。

その上で、2点申し上げたい点と、1点ご質問がございます。

1点目は、35ページにLNG基地の第三者利用の促進について書いてございまして、第三者利用、LNG基地事業者に対して、第三者利用ルールを定めた上で、設備容量、それから現在と将来の運用状況、予定を公表することなどを法律で義務づけるとの方針が示されたことにつきまして、非常に深く感謝を申し上げます。

一方、基地余力の判断につきましては、基地事業者の主たる事業に支障を来さない範囲とするの方針も示されております。同じエネルギー業界に身を置く者として、安定供給の重要性は十分に理解しておりますが、こうした点が過度に配慮されて、我々新規参入機会が制限されることのないよう、私どもが提案させていただきました消費寄託方式をぜひ採用していただきたい。これにつきましては、横島課長は検討をしていただくというふうに前、委員会でご発言いただきましたけれども、ぜひお願いいたします。

それから2点目は導管部門のさらなる中立性の確保でございます。今回は、先ほどから皆様のご意見にもございましたように、中立性、それから託送料金の適正性、それから託送制度の公平性、透明性を高めるということが何よりも重要でございまして、28ページのまとめに書いてございますように、ガスシステムを電力システムとぜひ整合性のある制度改革が進められることをお願い申し上げます。

石油精製業は非常に厳しい中で、前もご説明いたしましたように、総合エネルギー企業化への取り組みを進めております。昨年4月に閣議決定されました新エネルギー基本計画の中でも、総合エネルギー企業は我が国経済成長を牽引していくことが期待されるということが示されております。

いずれにいたしましても経済の再生のためには、エネルギーの低廉かつ安全で安定な供給確保が不可欠でございますので、総合エネルギー企業の創出は、アベノミクスの第三の矢の柱になる重要対策になると思います。したがって、ぜひこのガスシステム改革を先送りすることなく決定していただきたいと思います。

その観点で、この場でご質問申し上げるのが正しいのかよくわかりませんが、この28ページに、いろいろと今後1年ぐらい検討するというようなことが記されておりますけれども、これはどういうところで、ここの検討というのはなされるのでしょうか。この委員会が続くのか、あるいは別の委員会ができるのか、あるいは経産省の中でご検討なさるのか、これはこの場でのご質問として適切かどうかわかりませんが、その辺の今後の方向性を教えていただければと思います。

以上でございます。

○横島ガス市場整備課長

最後の部分ですが、その指摘された点も含めて、本日も了承されれば、基本的にこの報告書案の方向でまとまるのだと思います。本日報告書が取りまとめられたならば、それも踏まえて政府としての方針を検討していきたいということで、まだ具体的にどうすると決まったものではありません。

○山内委員長

よろしいですか。

それでは次は関西電力、北村オブザーバー、どうぞご発言ください。

○北村オブザーバー

関西電力でございます。

今回、ご提示いただきました報告書（案）におきまして、私ども新規参入者の意見も反映していただきまして、感謝を申し上げたいと思います。特に二重導管規制、同時同量規制につきまして、抜本的な見直しを行うこととし、早急に具体的な検討を進め、小売全面自由化の実施を待たずに早期に結論を得て、必要な措置を講ずるべきであると記載されました点、ぜひともその実現に向けた検討をお願いしたいと思います。

その上で、今後の詳細設計に関しまして、3点意見を申し上げたいと思います。

1点目は、大手ガス会社様からのご提案についてでございます。本日の報告書（案）におきまして、大手ガス会社様からのご提案につきまして、直ちに着手すべき対策として制度の見直しを待つことなく、早急な実現を図るべきとの記載がございました。これらのご提案については、これまで10年以上前から私どもが問題提起していたものも含まれております。ぜひとも遅滞なくその実現に向けた真摯な議論が進められることを要望いたします。また、ご提案の内容につきましても、同時同量制度の見直しを初めとしまして、全体的に具体性や公平性の面で、十分とは言えない面もあります。それらについてもさらに議論を深める必要があると考えております。

2点目は、詳細設計において取り上げられる課題についてでございます。例えば導管ネットワ

ークの増強コストの負担の問題とか、まだ報告書（案）に取り上げていただけていない課題もございます。これらにつきましても、今後の議論の中で取り上げていただくように重ねて要望したいと思います。

3点目は、石油連盟の方もおっしゃいましたけれども、今後の詳細設計の議論の進め方についてでございます。見直しの実効性を高めるために、ぜひとも実務者、中立者を交えて公開の場で議論を進めていただきたいと思いますと考えております。その場では、私ども新規参入者も実務の一端を担う事業者として、積極的に議論に加わり、役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

いずれにしましても、今後の詳細設計の内容が、導管部門の中立性確保を初めとする現行制度の抜本の見直しを実効性あるものとして担保する上で、極めて重要であると考えます。そのためにもスピード感を持って、具体的な成果が外部から確認できる形で議論を行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内委員長

次は日本ガス協会、蟹沢オブザーバー、どうぞ。

○蟹沢オブザーバー

取りまとめに当たりまして、業界として所感、意見を述べさせていただきたいと思っております。

まずは今回の取りまとめに当たりまして、各委員の皆様方には、我々ガス事業の将来の在り方について真摯に議論していただき、本当にありがとうございました。非常に多くの示唆に富む意見をいただきまして、今後の我々の事業運営に大きく反映させていきたいと考えております。

特に、我々既存ガス事業者としては、今回の自由化については、きちっと前向きに捉えて、その中で引き続きお客様から選択されるように努力を重ねてまいりたいと思っております。その上で、今回の取りまとめに関して、3点意見を述べさせていただきたいと思っております。

一つ目は導管部門の中立性の確保についてであります。導管部門の中立性の確保については、これからはさらに法的分離を中心に議論が続けられると考えておりますけれども、現在は大手三社を対象に議論していただいているということでもありますけれども、大手三社の法的分離によって、何らかのマイナス影響が発生すれば、ガスエネルギー全体に対する信頼が低下し、ひいては207者全体に大きな影響があるというふうに考えておりますので、今後の検討の際には、大手三社の問題ということだけではなく、ガス産業全体の視点での幅広い検討、あるいは総合的な判断が必要だと考えております。引き続き丁寧な議論をお願いしたいと思います。

二つ目は、今回の改革の目的である天然ガスの利用拡大と新たなサービスの創出についてであ

ります。新規事業者も含め、いかに天然ガスの利用拡大に取り組んでいくか、あるいはいかにパイプライン整備を促進するかという制度の具体策は、これからの検討にまだまだ委ねられるということだろうと思います。これを実現しなければ、改革の目的が達成できないと考えておりますので、ぜひ引き続き検討をお願いしたいと思っております。

三つ目は、今後の制度設計に関することでもあります。仮に全面自由化のスタート時期が2017年ということだとすれば、準備の期間が相当に限られると考えております。お客様にご迷惑をおかけしないように準備を進めていくことが必要でありますので、今後の詳細設計を早急に進めて、議論を展開してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから事業者のほうからも意見もがりますので、引き続きお願ひします。

○山内委員長

発言順は後なのですけれども、どうしますか。今、発言されますか。恐らく中部電力の小山オブザーバーが次だと思うのですが、どうぞ。

○小山オブザーバー

ありがとうございます。

2点お話をさせていただきます。まず1点目は託送供給、料金を含めます託送供給条件の公平性、透明性の確保についてであります。これまでも私ども、現行制度のもとでも、これらが高める施策を早期に実施していただきたいという発言をさせていただきましたところ、今回の報告書、また、きょうの議論の中でも、中立性の確保の担保策の議論を待つことなく、早期に進めるということでありまして、本当に感謝を申し上げます。

そしてその具体的な今後の進め方についてでありますけれども、今回、これを機会にぜひともガス会社さんの託送供給約款の託送条件を一つ一つ棚卸しをして、それぞれの公平性につきまして、どうか開かれた場で議論をして、公平性のある託送条件整備を進めていただきたいということ、そして特に重要となります託送料金につきましては、今回の報告書にはありますけれども、ぜひとも現行の算定ルールのもとでの監査強化というのとどまらず、真に託送供給に必要な費用を精査に抽出することを実施して、小売部門あるいは生産部門のコストが含まれないように、抜本的な見直しをしていただきたいのと、その成果が外形的に容易に検証できるような仕組みを実施していただきたいというのが1点目でございます。

2点目は、先ほど石油連盟さんのほうからお話がありました基地の第三者利用に関しまして、基地事業者としての意見というか、これからの意思表示でございますけれども、この第三者利用につきましては、ひいては最終的には、お客様の選択肢の拡大につながるものということで、その方向性について理解をしております。今後の詳細検討に当たりましては、この報告書にもある

とおり、その余力の在り方、あるいは料金算定ルールが重要な論点だと認識しております。我々も報告書に書いてありますとおり、電気事業の安定供給に支障がないよう、それからまた安価な燃料調達のための各施策に支障が生じないことを前提とした上で、基地事業者として積極的にこの詳細検討の議論に参画してまいりたいと考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内委員長

ありがとうございます。次は、東京電力さん、そうですね。東京電力、佐藤オブザーバー、どうぞご発言ください。

○佐藤オブザーバー

東京電力の佐藤でございます。

我々からは2点、お話しさせていただきたいと思います。まず1点目が導管部門の中立性確保策ということでございまして、導管部門の中立性確保に関しては、当社は前回の委員会に意見書を提出させていただきました。当社のスタンスや願いは意見書のとおりでございますので、本日は繰り返しません、電力の法的分離を実施するのであれば、エネルギー間の公平、公正な事業環境整備のためにも、大手ガス会社の導管部門の法的分離を確実に進めていただきたいことを重ねてお願いいたします。

それからもう一点、二重導管規制に関してでございますけれども、報告書（案）では二重導管規制の運用における変更中止命令の判断基準について、抜本的な見直しを行うと記載されています。一方当社としては、未熟調ガス供給を希望されるお客様がいらっしゃる限り、今回のガスシステム改革の目的であるお客様の選択肢拡大と、競争の活性化による料金の抑制を実現するという観点からも、お客様のニーズに最大限応えていきたいと考えております。

したがって、その見直しは現時点に比べて未熟調ガスの利用拡大につながるような抜本的な見直しでなければならないと考えてございまして、制度の詳細設計については、これから議論されるものと思いますが、今後の議論の過程においては、ガスシステム改革の所期の目的を達成できるよう、新規参入者の要望を十分酌み取っていただきまして、一日も早く二重導管規制が緩和されるようお願いいたします。

具体的には、小売全面自由化の実施を待たずしてということですので、遅くとも2015年には実施できますよう、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○山内委員長

それでは次は日本コミュニティーガス協会、松村オブザーバー、どうぞ。

○松村オブザーバー

簡易ガス事業につきましては、夏の間整理におきまして、液石法に移行するということが適当というようなことで、一旦方向性が示されておりましたけれども、高圧ガス保安法の適用除外にするということが、法制度上、困難ということで、引き続きガス事業法の対象ということになったと承知しております。私どもの事業を継続できるということをお前提として考えていただいた結果だと承知しております、その点、ありがたく感謝申し上げる次第であります。

ただ、本日の報告書（案）では、現行の簡易ガス事業の位置づけというのが、今後のガス事業法上どのようになるのかまだ定かではありません。今後の詳細な制度設計に当たりましては、簡易ガス事業についても、小売全面自由化という趣旨に照らして、公平かつ適正な制度としていただきますよう、改めて要望しておきたいと思っております。

どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○山内委員長

ありがとうございます。それでは東京ガス、高松オブザーバー、どうぞ。

○高松オブザーバー

本日も大手三社をオブザーバー参加させていただき、ありがとうございます。私からも一言申し上げたいと思っております。

中立性の確保についてこれまで数回にわたり、活発にご議論いただきました。私どももオブザーバーといたしまして、意見表明をさせていただき、ありがとうございます。改めまして、委員の先生の皆様方、オブザーバーの皆様方、事務局の皆様方に御礼を申し上げたいと思っております。それを踏まえまして2点発言させていただきます。

1点目は、先ほど来、オブザーバーの新規参入の皆様からご意見がございましたが、昨年提案した大手三社の自主的な取り組みにつきまして、早速できるものから着実に実行してまいりたいと思っております。また、あわせまして、先ほど引頭先生からもご指摘がございましたが、新たなもので有効なものがあれば、取り入れてまいりたいと思っております。この点につきましては、新規参入の皆様の率直なご意見を伺わせていただければ幸いと思っております。よろしくお願い申し上げます。

一方、法的分離につきましては、いろいろご指摘を頂きましたが、これはガス事業そのもの、ガス事業の在り方そのものにかかわる問題と思っております。したがって、仮に法的分離を行うとすれば、相当な事業運営に対する課題があると思っておりますし、お客様に対するメリットに棄損がないか、天然ガスの普及拡大に影響がないかなど様々な方面、幅広い方面からの検討

が必要であると思っております。

マスコミの方からもご心配の声があり、社説等でお書きいただいておりますが、今後も丁寧な議論を行っていただくことをお願い申し上げたいと思います。

以上2点でございます。今後ともよろしくご指導のほどお願い申し上げます。ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。そのほかご発言ございますか。よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

それでは報告書（案）の内容につきましてですが、私の判断といたしますと、おおむねご異議がなかったようだというふうに考えております。ただ、本日、各委員からさまざまなご意見をいただきましたので、これを踏まえまして、事務局と相談して必要な修正を施した上で、本小委員会の報告書として取りまとめたことにしたいというふうに思います。

具体的な修正につきましては、大変恐縮でございますが、委員長の私にご一任いただければと思います。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。それではそのようにさせていただきます。

本日の議事は以上でございます。何かご質問があれば伺いますが、よろしゅうございますか。

それでは最後に、多田電力・ガス事業部長よりご挨拶をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○多田電力・ガス事業部長

本小委員会では、一昨年の11月に審議を始めていただいて以来、本日に至るまで、実に計21回にわたりましてガス、そして熱供給事業につきまして、精力的にご議論いただいたところでございます。

特にガス事業につきましては、関係する事業者からのヒアリングも含めまして、小売全面自由化などにつきまして8回、そして導管部門の中立化につきまして6回、審議を重ねていただきました。また、海外状況の調査もしていただいたところでございます。

それらの審議の内容につきましては、本日事務局のほうから報告書の案としてお示しさせていただいたとおりでありますけれども、その中でも導管部門の中立化、この点につきましては、これまで、そして本日もさまざまなご意見、コメントが示されたところでございます。今回の報告書（案）では、幅を持たせる形で議論を正確に記述する。こうしたところに努めたところでございます。この間、山内委員長を初めとしまして、委員の皆様方には熱心に議論をいただきましたことに、改めて深く感謝申し上げたいと存じます。

またオブザーバー参加をいただきました事業者の方々、そして団体の方々、時には遠くからお越しの方々もいらっしゃいました。これらの審議につきまして積極的なご議論をいただきまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

これはこの場で改めて申し上げる必要もないかとは思いますが、今回の報告書（案）の中にも書かせていただきましたが、エネルギーシステム改革というものを一体的に進める意味で、このガスシステム改革、これは遅らせることのできない重要な課題であると、このように認識をいたしております。

今後、具体的な法案化の作業、これが控えているわけでございますけれども、今般の報告書の趣旨も踏まえまして、事業化利益の向上、この実現に資するガスシステム改革、この実行に向けて、政府としての方針を検討していきたい、このように考えておりますことを申し上げます、私からの挨拶とさせていただきます。

本当にこれまで21回にわたりまして、ありがとうございました。

○山内委員長

どうもありがとうございました。

3. 閉会

○山内委員長

それでは以上をもちまして、第21回ガスシステム改革小委員会を終了とさせていただきます。

多くの皆様のご協力に感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

—了—